

# 仕 様 書

## 1 業務名

部活動代替施設への移動に係る送迎バス手配業務

## 2 業務の目的

札幌市（以下「委託者」という。）が実施する札幌彩輝高等学校校舎の新築工事の影響を受ける札幌藻岩高等学校の部活動（以下「部活動」という。）を対象とし、部活動の生徒や顧問を活動代替施設に送迎するための貸切バス（以下「バス」という。）を手配し、運行管理を行う。

## 3 履行期間

契約締結日～令和8年11月30日（月）

## 4 業務内容

### (1) バスの手配及び運行管理

受託者は、下記(2)の運行を行うことができるバスを手配し、下記(3)の委託者や部活動の顧問との調整等を行うこと。なお、バスの運行に係る経費は受託者が負担すること。

### (2) バスの運行

#### ア 運行期間、部活動、参加人数

運行期間は、履行期間内で部活動が代替施設を利用する日。

運行期間、部活動、参加人数の詳細は、別添「令和8年度 部活動代替施設への移動に係る送迎バス業務量予定」（以下「業務量予定」という。）に記載のとおり。

#### イ バスの種類等

部活動顧問及びこれに類する者が補助席を使用することは妨げない。

なお、部活動において、加入等のために部員が増加した場合は、補助席を活用することとする。

#### ウ 日程変更、中止等について

感染症予防及び自然災害などのため、臨時休校、学級閉鎖、又は代替施設の臨時休館、教育委員会からの中止要請等があった場合は、委託者、バス事業者及び部活動の対応可能な範囲内で日程変更の調整をするが、運行可能な日程がない場合は当該部活動の送迎バスの運行はキャンセルすることとする。

なお、やむを得ない事由により予定日のバスの確保が困難な場合、委託者と日程の変更等について協議すること。

## エ バスのキャンセル

### (ア) キャンセル料

キャンセル料は、下記のように発生する。ただし、日時や行程の一部を変えて運行する場合は、キャンセル料は発生しないこととする。

キャンセル日	キャンセル料※
運行日の14日前～8日前	予定支払い料金の20%
運行日の8日前～2日前	予定支払い料金の30%
運行日の1日前	予定支払い料金の50%
運行日の当日	予定支払い料金の100%

※ キャンセル料に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てとする。

### (イ) 天候によるキャンセル

雨・風等の天候が理由でのキャンセルについては警報が出た場合のみキャンセル料は発生しないものとする。警報発生時間は原則として出発予定時間の2時間前までを期限とする。

## (3) 委託者や部活動の顧問との調整等

### ア 事前調整

受託者は、運行日当日にスムーズに乗車し出発できるようにすることとし、学校での安全な待機場所などについて十分に調整すること。なお、学校や代替施設の敷地外に停車することが見込まれ、管轄の警察署への届出が必要となる場合は、委託者と調整し、受託者あるいは委託者のいずれかで手続きを行うこと。

### イ 運行当日

#### (ア) 学校到着

受託者又は受託者が手配したバス事業者のやむを得ない事情により待機場所、時間を変更する場合は速やかに部活動の顧問に連絡すること。

(イ) その他

バスに異常が発生しても短時間で代替バスを手配できる体制を整えること。

(4) 業務報告

バスの運行が完了した月について、毎月1日から末日までのバスの運行状況を取りまとめ、「業務内容報告書」により速やかに委託者に報告すること。

5 請求額及び支払い

請求は月単位とし、当該月に業務量予定に基づいてバスを運行した日ごとの契約金額及び運行せずキャンセルした日のキャンセル料を合算したものとする。

委託者は、受託者から提出される「業務内容報告書」を検査し問題がなければ、受託者からの請求に基づき代金を支払うものとする。

6 疑義の解釈

受託者は、この仕様書に定める事項のうち、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

7 その他

- (1) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について委託者や部活動の顧問と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (2) 受託者が手配するバスは、北海道運輸局長より一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けており、かつ過去5年において各地方運輸局長等から運送事業に係る行政処分を受けていない事業者が運行するバスとし、安全運行に関する確認・指導を行うこと。
- (3) 駐停車時のアイドリングストップなどのエコドライブを実践し、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 車庫から学校への行程を含め、全ての行程において安全運転を心掛け、事故防止に努めること。
- (5) 待機時、学校の敷地内は全面禁煙のため、喫煙等は行わないこと。また、禁煙とされている代替施設においても同様にすること。

- (6) 運賃・料金については「北海道運輸局公示第127号」(平成26年3月27日付け北海道運輸局長)又は今後北海道運輸局長が公示する運賃・料金に関する内容を遵守したものとすること。
- (7) 事故等の賠償責任が発生した場合は全額受託者負担によるものとする。

## 8 業務担当者

札幌市教育委員会学校教育部高校再編準備担当課

担当：谷川(札幌市南区川沿3条2丁目1-1)

TEL：(011) 522-7225

Mail：koukousaihen@city.sapporo.jp